



山形県公報

平成15年11月4日(火)
第1489号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....(健康福祉企画課)...1253  
 漁業共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出.....(農政企画課)... 同  
 家畜伝染病発生の届出.....(生産流通課)...1255  
 県営土地改良事業計画の変更.....(最上総合支庁農村計画課)... 同

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(村山総合支庁企画振興課)... 同  
 大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見.....(商業振興課)...1256  
 同.....( 同 )... 同  
 大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見.....( 同 )... 同

## 告 示

### 山形県告示第1001号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年11月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程(昭和42年7月県告示第697号)の一部を次のように改正する。  
第1条中「社会福祉・医療事業団(以下「事業団」という。)」を「独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)」に改める。

第2条第1項及び第3条中「事業団」を「機構」に改める。

別記様式第1号中「事業団借入金」を「機構借入金」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

### 山形県告示第1002号

次の加入区に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成15年11月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 1 (1) 加入区の名称

酒田市中心部加入区

#### (2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 酒田市北部加入区、酒田市南部加入区、酒田市浜中加入区、酒田市十里塚加入区及び酒田市宮野浦加入区の区域以外の酒田市の区域(飛島を除く。)

ロ 漁業の区分 昭和49年12月県告示第1791号(漁業災害補償法に基づく加入区の設定。以下「告示」という。)第2項の表区分の欄に掲げる漁業のうちつり又ははえなわを使用して営む漁業及び主として刺網を使用して営む漁業

- 2 (1) 加入区の名称  
金沢加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
- イ 加入区の区域 鶴岡市大字金沢の区域
- ロ 漁業の区分 告示第2項の表区分の欄に掲げる漁業のうち金沢加入区に係るつり又ははえなわを使用して営む漁業及び周年集団で営むいか釣り漁業以外の漁業
- 3 (1) 加入区の名称  
加茂加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
- イ 加入区の区域 鶴岡市大字加茂の区域
- ロ 漁業の区分 告示第2項の表区分の欄に掲げる漁業のうち加茂加入区に係るつり又ははえなわを使用して営む漁業及び周年集団で営むいか釣り漁業以外の漁業
- 4 (1) 加入区の名称  
今泉加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
- イ 加入区の区域 鶴岡市大字今泉の区域
- ロ 漁業の区分 告示第2項の表区分の欄に掲げる漁業のうち今泉加入区に係るつり又ははえなわを使用して営む漁業及び周年集団で営むいか釣り漁業以外の漁業
- 5 (1) 加入区の名称  
油戸加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
- イ 加入区の区域 鶴岡市大字油戸の区域
- ロ 漁業の区分 告示第2項の表区分の欄に掲げる漁業のうち油戸加入区に係るつり又ははえなわを使用して営む漁業及び周年集団で営むいか釣り漁業以外の漁業
- 6 (1) 加入区の名称  
由良加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
- イ 加入区の区域 鶴岡市由良及び大山の区域
- ロ 漁業の区分 告示第2項の表区分の欄に掲げる漁業のうち由良加入区に係るつり又ははえなわを使用して営む漁業及び周年集団で営むいか釣り漁業以外の漁業
- 7 (1) 加入区の名称  
堅苔沢加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
- イ 加入区の区域 鶴岡市大字堅苔沢の区域
- ロ 漁業の区分 告示第2項の表区分の欄に掲げる漁業のうち堅苔沢加入区に係るつり又ははえなわを使用して営む漁業及び周年集団で営むいか釣り漁業以外の漁業
- 8 (1) 加入区の名称  
小波渡加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
- イ 加入区の区域 鶴岡市大字小波渡の区域
- ロ 漁業の区分 告示第2項の表区分の欄に掲げる漁業のうち小波渡加入区に係るつり又ははえなわを使用して営む漁業及び周年集団で営むいか釣り漁業以外の漁業
- 9 (1) 加入区の名称  
温海加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
- イ 加入区の区域 西田川郡温海町大字五十川及び大字温海の区域
- ロ 漁業の区分 告示第2項の表区分の欄に掲げる漁業のうち温海加入区に係るつり又ははえなわを使用して営む漁業及び周年集団で営むいか釣り漁業以外の漁業
- 10 (1) 加入区の名称  
小岩川加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

- イ 加入区の区域 西田川郡温海町大字小岩川の区域
- ロ 漁業の区分 告示第2項の表区分の欄に掲げる漁業のうち小岩川加入区に係るつり又ははえなわを使用して営む漁業及び周年集団で営むいか釣り漁業以外の漁業

11 (1) 加入区の名 称

早田加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

- イ 加入区の区域 西田川郡温海町大字早田の区域
- ロ 漁業の区分 告示第2項の表区分の欄に掲げる漁業のうち早田加入区に係るつり又ははえなわを使用して営む漁業及び周年集団で営むいか釣り漁業以外の漁業

12 (1) 加入区の名 称

鼠ヶ関加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

- イ 加入区の区域 西田川郡温海町大字鼠ヶ関の区域
- ロ 漁業の区分 告示第2項の表区分の欄に掲げる漁業のうち鼠ヶ関加入区に係るつり又ははえなわを使用して営む漁業及び周年集団で営むいか釣り漁業以外の漁業

山形県告示第1003号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成15年11月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似家畜の別 | 頭数 | 発生場所   | 発生年月日      |
|----------|-------|-----------|----|--------|------------|
| ヨ－ネ病     | 牛     | 患畜        | 1  | 村山市櫛山5 | 平成15.10.10 |

山形県告示第1004号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営泉川地区土地改良（ほ場整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年11月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良（泉川地区ほ場整備）事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鮭川村役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成15年11月6日から同年12月5日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年11月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成15年10月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 北日本木材資源リサイクル協会
  - (2) 代表者の氏名  
鈴木 隆
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県山形市飯塚町字中河原1629 - 5
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は地球環境の保全の為に、北日本地域の建設物の解体、ダムの流木、及び林道開発等から発生する廃木材のリサイクルに関する事業を行い、木材という視点からの循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により東根市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに東根市役所において平成15年12月4日まで縦覧に供する。

平成15年11月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
東根ショッピングセンター  
東根市中央一丁目9番1号
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年6月13日
- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により山形市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成15年12月4日まで縦覧に供する。

平成15年11月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ漆山店  
山形市大字漆山2570番1
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年6月13日
- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により酒田市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成15年12月4日まで縦覧に供する。

平成15年11月4日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド山形酒田店

酒田市日の出町一丁目1番地1

- 2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日  
平成15年6月17日
- 3 意見の概要  
意見なし

平成15年11月4日印刷  
平成15年11月4日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056